

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	診療報酬の支払いの一時差止め (児童福祉法第 21 条の 3 第 2 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	母子保健法第 20 条第 7 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	児童福祉法第 21 条の 3 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>指定療育医療機関の管理者が、正当な理由がなく、児童福祉法第 21 条の 3 第 1 項の都道府県知事からの報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査の同意を拒んだときは、市町村長は、当該指定療育医療機関に対する市町村の診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、又は差し止めることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者に対する費用徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	母子保健法第 21 条の 4 第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	母子保健法第 21 条の 4 第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 児童福祉法第 20 条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日